令和９年度
固定資産税（償却資産）申告の手引

固定資産税につきましては、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税対象となります。また、**償却資産を所有されている方は、資産の多少、増減の有無にかかわらず毎年１月１日現在の状況を申告する**ことになっております（地方税法第 383 条〈固定資産の申告〉）。

つきましては、申告書を期限までに必ずご提出くださいますようお願いいたします。

提出期限
令和９年２月１日（月）

提出期限が近づきますと大変混雑しますので、1 月 15 日（金）頃までの提出にご協力ください。

前年度までに申告をされた方は、償却資産申告書及び種類別明細書の氏名コード欄に 8 桁の氏名コードを忘れずにご記入ください。

なお、eLTAX による申告をご利用で、紙の申告書の送付が不要な場合は、申告書の備考欄にその旨をご記載ください。

申告方法

◆電子申告による場合

印西市ではインターネットを利用した電子申告（eLTAX）を受け付けています。
※eLTAX ホームページ（https://www.eltax.lta.go.jp/）
※利用開始、操作方法等については、eLTAX ヘルプデスクまでお問い合わせください。
※eLTAX ヘルプデスク（https://www.eltax.lta.go.jp/support/otoiawase/helpdesk/）

◆書類による場合

印西市役所へ直接持参または郵送で受け付けています。
※複写式様式が廃止となりました。
収受印が押印された「控え」を希望される場合は必ずご自身で「控え」をご用意のうえ、ご持参または返信用封筒（切手貼付・宛先記載）を申告書に同封の上、郵送してください。
同封のない場合には返送いたしかねますので、ご了承ください。

提出（問合せ）先　〒270-1396　千葉県印西市大森 2364-2
印西市役所　市民部課税課償却資産係
TEL 0476-33-4316（直通）



印西市市民部課税課

目　次

１　申告の方法
(1) 申告をしていただく方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
(2) 申告していただく書類および記載事項・・・・・・・・・・・・１

２　償却資産のあらまし
(1) 償却資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
(2) 申告の対象となる償却資産・・・・・・・・・・・・・・・・・２
(3) 申告の対象とならない償却資産・・・・・・・・・・・・・・・２
(4) 償却資産の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
(5) 事業別の主な償却資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
(6) 国税との主な違い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
(7) 償却資産と家屋の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

３　非課税・特例等
(1) 非課税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
(2) 耐用年数の短縮等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
(3) 課税標準の特例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

４　課税標準額等
(1) 課税標準額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
(2) 免税点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
(3) 税率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
(4) 税額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

５　その他
(1) 価格の決定と閲覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
(2) 調査等のお願い・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
(3) 電子申告ができる方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
(4) 番号法に定める本人確認の実施・・・・・・・・・・・・・・・６

６　記載例
(1) 償却資産申告書の書き方・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
(2) 種類別明細書（ 全資産用・プレ申告用 ）の書き方・・・・８
(3) 種類別明細書（ 増減資産用 ）の書き方・・・・・・・・・９

1　申告の方法

(1) 申告をしていただく方

工場や商店の経営、駐車場やアパートの貸付け、太陽光発電等、事業を行っている法人や個人の方で、印西市内に償却資産をお持ちの場合は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日現在（賦課期日）の所有状況の申告が必要です。

申告書が送られてきた方で償却資産をお持ちでない方、廃業・転出等により印西市内の償却資産がなくなった方も、償却資産申告書に必要事項を記入の上、提出してくださるようお願いいたします。

(2) 申告していただく書類および記載事項

区分		提出書類			記載事項等
		償却資産申告書 P7 参照	種類別明細書（全資産用・プレ申告用） P8 参照	種類別明細書（増減資産用） P9 参照	
初めて申告される方	令和8年1月2日以降に新規に事業を開始した場合	○	○	－	・令和 9 年 1 月 1 日現在において印西市内で所有されている全ての償却資産を申告してください。所有資産の多少に関わらず申告が必要です。 ・種類別明細書（全資産用・プレ申告用）に全資産を記入してください。 ・申告する資産がない場合、償却資産申告書の 20.空欄に☑して提出してください。
	今回初めて申告する場合	○	○	－	
前年度申告されている方	増加、減少、訂正がある場合	○	－	○	・令和 8 年 1 月 2 日から令和 9 年 1 月 1 日までに増加、減少、訂正した資産を用紙に記入してください。ただし、令和 8 年 1 月 1 日以前の増加・減少資産であっても未申告のものについては、これに含めてください。
	前年度と資産内容が同じ場合	○	－	－	・資産の増減がない場合、償却資産申告書の 19.空欄に☑し、提出してください。種類別明細書の提出は不要です。
	廃業又は所在地を市外に移転された場合	○	－	－	・償却資産申告書の 21.空欄に☑し、あてはまるものを○で囲み日付を記入の上、提出してください。
自社電算処理により申告される方		○	○	○	・令和 9 年 1 月 1 日現在において所有されている全ての償却資産を申告してください。 ・全資産とともに増加資産、減少資産の明細を添付してください。

①申告書等の書き方については、7 ページ以降を参照してください。
②前年中に資産の増減がなかった場合でも、申告が必要です。また、商号変更、事業所の移転等についても備考欄にその旨を記入の上、提出してください。
③自社の電算処理により申告をされる場合、本市の申告書に記載されている（8 桁の）氏名コードを記入の上、提出してください（又は、本市の申告書を添付してください。）。
④以下の場合には、許可書や届出書等内容が確認できる資料を添付してください。
　○課税標準の特例を受ける資産がある場合
　○増加償却を行っている場合
　○耐用年数の短縮を行っている場合
　○非課税となる資産がある場合

2　償却資産のあらまし

(1) 償却資産とは

「償却資産」とは、土地及び家屋以外の事業用資産で、減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入される固定資産のことです。

具体的には、工場や商店などを経営している方、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等の固定資産を「償却資産」といいます。

(2) 申告の対象となる償却資産

（令和９年１月１日現在、事業の用に供することができる資産）

①土地、家屋以外の有形固定資産で、減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入される資産

なお、以下の資産も申告が必要となりますのでご注意ください。

ア　償却済資産（減価償却が終わり、帳簿上備忘価額で計上されている資産）
イ　建設仮勘定で経理されている資産（賦課期日までに完成し、事業の用に供されている資産）
ウ　遊休資産（稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産）
エ　未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）
オ　簿外資産（帳簿上は記載されていなくても、本来は減価償却が可能な資産）
カ　決算期以降に取得された資産で未だに固定資産勘定に計上されていない資産
キ　借用資産（リース資産）であっても、契約の内容が所有権留保付割賦販売と同様である資産

②耐用年数が１年以上で、かつ取得価額（１個又は１セット当り）が 10 万円（取得時期によっては 20 万円）以上の資産

③賃借人（テナント）が施工した内装、造作、建築設備等の資産

賃借人（テナント）が施工した内装、造作、建築設備等の資産につきましては、賃借人（テナント）が所有する償却資産とみなされますので、賃借人（テナント）が同資産を建物又は建物附属設備のいずれとして処理しているかにかかわらず、申告していただく必要があります（地方税法第 343 条第 10 項及び市税条例第 54 条第８項）。

(3) 申告の対象とならない償却資産

次に掲げる資産は、原則として償却資産に該当しませんので申告の必要はありません。

ア　自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの　　※大型特殊自動車は申告が必要
イ　耐用年数が１年未満または取得価額が 10 万円未満で税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの、または必要経費としているもの）
ウ　取得価額が 20 万円未満で３年間一括償却をしているもの
エ　無形固定資産（ソフトウェア、鉱業権、漁業権、特許権等）
オ　繰延資産（創立費、開業費等）

(4) 償却資産の種類

次のとおり「1.構築物」から「6.工具・器具及び備品」に区分されます。

種類	主な内容
1.構築物	舗装路面、駐輪場、広告塔、門、塀、フェンス、植栽、その他土地に定着する土木設備等
2.機械及び装置	各種製造設備等の機械及び装置、建設機械、コンバイン、米穀乾燥機、農薬散布機、太陽光発電設備等 （注）個人が自己の住宅用に設置した 10kw 未満の太陽光発電設備は対象外
3.船舶	ボート、はしけ、貨物船、客船等
4.航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5.車両及び運搬具	大型特殊自動車等（ブルドーザー、クレーン車、フォークリフト等）、鉄道用又は軌道用の車両
6.工具・器具及び備品	測定工具、電気製品、事務用機器、理容・美容器具、パソコン、レジスター、エアコン、ネオンサイン、家具、陳列ケース等、（ホテル・飲食店・病院等の）厨房及び洗濯設備等

(5) 事業別の主な償却資産

償却資産を「業種」別に例示しますと、次のとおりです。(　) 内の数字は、各資産の一般的な耐用年数です。

業種	主な償却資産の内容
共通	タイムレコーダー(5)、事務机(15)、事務椅子(15)、応接セット(8)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、金庫(20)、レジスター(5)、コピー機(5)、ルームエアコン(6)、パソコン(4)、サーバー(5)、ＬＡＮ配線(10)、看板(10)、受変電設備(15)、アスファルト舗装(10)、コンクリート舗装(15)等
飲食業	食卓(5)、椅子(5)、厨房用品(5)、カラオケ(5)、冷蔵庫(6)等
理・美容業	理・美容椅子(5)、消毒殺菌器(5)、タオル蒸器(5)、パーマ器(5)、サインポール(3)、湯沸かし器(6)等
ｸﾘｰﾆﾝｸﾞ業	洗濯機(13)、脱水機(13)、ドライ機(13)、プレス(13)、給排水設備(15)等
小売業・食肉鮮魚販売業	冷凍機(9)、肉切断機(9)、挽肉器(9)、電子秤(5)、冷蔵ストッカー(4)、陳列ケース(6 又は 8)、冷蔵庫(6)、自動販売機(5)等
加工・修理業	旋盤(10)、ボール盤(10)、フライス盤(10)、プレス(10 又は 15)、圧縮機(10 又は 15)、測定工具(5)、検査工具(5)、工業用水道(15)等
医（歯）業	レントゲン機器(6)、調剤機器(6)、ファイバースコープ(6)、消毒殺菌用機器(4)、手術機器(5)、歯科診療ユニット(7)等
不動産貸付業	駐車場機器(10)、コンクリート・ブロック塀(15)、ゴミ置場(15)、フェンス(10)、側溝(15)、下水道・浄化槽(15)、植え込み（花壇）(20)、門・アーチ（金属製 20）（金属以外 10)、外灯(10)、プロパン庫(7)、自転車置場(7)、太陽光発電設備(17)等

(6) 国税との主な違い

項目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税(所得税･法人税)の取扱い
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	定率法 ※減価率は法人税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ。	定率法・定額法等の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度（※1）	認められません。	認められます。
耐用年数の短縮（※2）	認められます。	認められます。
特別償却・割増償却の制度（※3）	認められません。	認められます。
増加償却（※4）	認められます。	認められます。
評価額の最低限度	取得価格の 100 分の 5	備忘価格（1 円）まで。
改良費	区分評価	原則区分評価
中小企業の少額減価償却資産の損金算入の特例	認められません。	認められます。

(※1)圧縮記帳とは、法人税等の申告において、国庫補助金や保険金等を受領して資産を取得した場合、取得した資産の価額から国庫補助金等の受贈益に相当する額を控除した額を取得価額とすること。

(※2)耐用年数の短縮とは、減価償却資産について、法令で定められた短縮事由のいずれかの事由によって、その資産の実際の使用可能期間がその資産の法定耐用年数に比べて著しく短くなる場合、あらかじめ納税地を所轄する国税局長の承認を受けることにより、その資産の使用可能期間を耐用年数として、早期に償却することができるという制度のこと。

(※3)特別償却とは、資産の取得時に、普通償却のほかに、その取得価額に一定割合を乗じて計算した金額を必要経費又は損金の額に算入する制度のこと。割増償却とは、普通償却のほかに、年分又は事業年度の普通償却の額又は普通償却限度額に一定割合を乗じて計算した金額を必要経費又は損金の額に算入する制度のこと。

(※4)増加償却とは、機械及び装置の使用時間が、事業の通常の経済事情における機械及び装置の平均的な使用時間を超える場合に、償却額を一時的に増加する制度のこと。

(7) 償却資産と家屋の区分

家屋には、電気設備、衛生設備、防災設備などの建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税における取扱いではこれらを償却資産と家屋に区分して評価しています。

分類		償却資産とする主なもの	家屋に含める主なもの
電気	受変電設備	設備一式（配線、配管を含む）	
	予備電源設備	発電機設備一式、蓄電池設備一式	
	中央監視装置	装置一式	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備一式	左記以外のもの
	照明設備	家屋と分離している屋外の照明設備	屋内の照明設備
	電話設備	電話機、交換機などの装置、器具類	配線、配管
	LAN 設備	設備一式	
	テレビ設備	受像機（テレビ）	テレビ共聴設備一式 （アンテナ、分配器、整合器、ケーブル、ブースターアンプ、配管など）
衛生	給排水設備	屋外給排水設備	屋内給排水設備
	給湯設備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
	衛生設備		屋内器具設備 （便器、洗面化粧台、浴槽、ユニットバス、システムキッチンなど）
	ガス設備	屋外（メーターから外側）の配管	屋内の配管、バルブ、ガスカランなど
防災	火災報知器		設備一式 （受信機、副受信機、感知器など）
	消火設備	消火器、ホース、ノズル、ガスボンベなど	消火栓設備、スプリンクラー設備
その他	空調設備	ルームエアコン（取り外し可能なもの）	空調設備、換気設備、冷暖房設備
	運搬設備	工場用ベルトコンベア	エレベーター、エスカレーター設備
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備 （飲食店、百貨店、旅館、ホテル、病院など）	サービス設備以外の設備
	その他	簡易間仕切（衝立程度のもの）、広告塔、文字看板、ブラインド、集合郵便受など	シャッター
外構工事		工事一式 （門、塀、緑化施設、舗装路面など）	

※一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例によらない場合もあります。『家屋に含める主なもの』は家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となっていることに留意してください。

3　非課税・特例等

(1) 非課税

地方税法第 348 条、及び同法附則第 14 条に規定する償却資産については、固定資産税が非課税となります。

一般の資産と区別し、「種類別明細書」の摘要欄に非課税と記入し、該当条項を記入してください。

非課税の適用を受けようとする場合は、ご連絡ください。

(2) 耐用年数の短縮等

耐用年数の短縮・増加償却および陳腐化償却の適用をした資産がある場合は、税務署長または国税局長の承認を受けたことを証する書類（耐用年数の短縮承認通知書）の写しを償却資産申告書とともに提出してください。なお、圧縮記帳や租税特別措置法に規定する特別償却、割増償却等は固定資産税では認められておりません。

(3) 課税標準の特例

地方税法第 349 条の 3、及び同法附則第 15 条の規定等に該当する一定の要件を備えた償却資産については、固定資産税の課税標準額の特例措置が設けられています。

「償却資産申告書」の課税標準の特例有に〇を付け、「種類別明細書」の摘要欄に摘要条項を記入してください。

課税標準の特例の対象となる償却資産の例（一部抜粋）

適用条項		特例対象資産	取得時期要件	具体例	特例割合
法第349条の3	第 27 項	家庭的保育事業の用に供する資産	―	各事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産	1/2
	第 28 項	居宅訪問型保育事業の用に供する資産	―		1/2
	第 29 項	事業所内保育事業の用に供する資産（利用定員が 5 人以下）	―		1/2
法附則第15条	第 2 項第 1 号	汚水又は廃液の処理施設	R6.4.1～R10.3.31	沈殿・浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、ろ過装置など	1/2
	第 2 項第 5 号	下水道除害施設		沈殿・浮上装置、油水分離装置など	4/5
	第 24 項第 1 号イ	太陽光発電設備（※再生可能エネルギー発電設備）	R8.4.1～R11.3.31	グリーンイノベーション基金（次世代型太陽電池の開発プロジェクト）の支援を受けた事業者により生産されるペロブスカイト太陽電池など	1/2
	第 42 項	先端設備導入計画に基づき取得した生産性向上に資する資産	R7.4.1～R9.3.31	中小企業者等が雇用者給与等支給額を 1.5%以上増加に係る事項が記載された認定先端設備等導入計画に基づき取得した一定の要件を満たす償却資産	3 年間 1/2
				中小企業者等が雇用者給与等支給額を 3.0%以上増加に係る事項が記載された認定先端設備等導入計画に基づき取得した一定の要件を満たす償却資産	5 年間 1/4

4　課税標準額等

(1) 課税標準額

個々の資産の取得時期、取得価額、耐用年数をもとに評価額（評価額が取得価額の 5%を下回る場合は 5%の額）を算定し、その評価額が課税標準額となります。課税標準の特例の適用があるものは、評価額に軽減の率を乗じた額が課税標準額となります。

〇評価額の算出方法

前年中取得のもの　……　取得価額 ×｛ 1 －（減価率÷ 2）｝

前年前取得のもの　……　前年度の評価額 ×（ 1 － 減価率 ）

(2) 免税点

課税標準額の合計が 180 万円未満の場合は、課税対象とはなりません（ただし、180 万円未満であっても申告は必要です。）。

(3) 税率

1.4%

(4) 税額

課税標準額×税率（1.4%）が税額になります。

5　その他

(1) 価格の決定と閲覧

申告及び調査に基づいて決定した固定資産の価格等について、4 月 1 日から固定資産課税台帳を印西市役所課税課にて閲覧することができます（開庁日に限る。）。

(2) 調査等のお願い

申告書受付後、地方税法第 353 条及び第 408 条に基づき、電話又は文書でのお問い合わせ、実地調査や参考資料の提出をお願いする場合がありますので、その際はご協力をお願いいたします。

(3) 電子申告ができる方

償却資産の申告が必要な方及び税理士並びに税理士法人等の税理士業務を行う方で、電子署名用の電子証明書を保有されている方です。なお、eLTAX による申告をご利用で、紙の申告書の送付が不要な場合は、申告書の備考欄にその旨をご記載ください。

※ 詳しくは「eLTAX」のホームページ（ https://www.eltax.lta.go.jp/） でご確認ください。

(4) 番号法に定める本人確認の実施

申告書に記載されたマイナンバー（個人番号）について、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施させていただくものです。申告の際には以下の本人確認資料をお持ちください。郵送の場合には本人確認資料の写しの添付をお願いします。

なお、法人番号を記載した申告書をご提出いただく際は確認資料の添付は不要です。

本人が申告書を提出する場合	
確認項目	確認資料
番号確認	個人番号カード 通知カード（有効なもの） 住民票の写し（番号付き）など
本人確認	個人番号カード 運転免許証 パスポート　など

代理人が申告書を提出する場合	
確認項目	確認資料
本人の 番号確認	本人の個人番号カード 本人の通知カード（有効なもの） 本人の住民票の写し（番号付き）など
代理人の 本人確認	代理人の税理士証票 代理人の個人番号カード 代理人の運転免許証　など
代理権の 確認	税理代理権限証書 委任状　など

6　記載例

（1）償却資産申告書の書き方

この申告書の内容について応答できる方のご連絡先、氏名を記入してください。

マイナンバー制度の個人番号１２桁又は法人番号１３桁を記入してください。

前年度申告をされた方は、８桁の氏名コードを忘れずにご記入ください。

該当する項目に☑を付けてください。

印西市内に所在する資産の所在地を記入してください。

償却資産が所在する家屋について、自己所有か借家か、該当する方に☑を記入してください。

借用資産の有無について☑を付け、有の場合には貸主の名称、住所、電話番号等を記入してください。

所在する償却資産の内容が前年度と同じ場合や該当資産なしの場合は該当箇所に☑を記入してください。

令和９年度

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

受付印

令和 9 年 1 月 15 日

印西市長　殿

帳票識別コード	
申告区分	☑当初申告 ・ □修正申告
処理方式	☑一般処理 ・ □電算処理
申告書等送付番号	91001234

第二十六号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第十四条関係）

所有者	1	フリガナ 住所 （納税通知書送付先）	〒270-2308　印西市小林9999	5	個人番号又は法人番号	1234567890000	10 短縮耐用年数の承認　□有 ・ ☑無
		電話番号		6	事業種目	飲食業	11 増加償却の届出　□有 ・ ☑無
	2	フリガナ 公簿上の住所又は所在地	〒270-1327　印西市大森2364		資本金又は出資金の額	10 百万円	12 非課税該当資産　□有 ・ ☑無
	3	フリガナ 氏名 （法人にあってはその名称及び代表者の氏名）	カブシキガイシャ　インザイ 株式会社　印西 代表取締役　印西　太郎	7	事業開始年月	昭和６０年　５月	13 課税標準の特例　□有 ・ ☑無
		屋号	屋号　レストラン大森	8	この申告に応答する者の係及び氏名	印西　花子	14 特別償却又は圧縮記帳　□有 ・ ☑無
	4	公簿上の生年月日又は設立年月日	年　月　日		電話番号	42-5111	15 税務会計上の償却方法　☑定率法 ・ □定額法
				9	税理士等の氏名	東京会計事務所　東京太郎	16 青色申告　☑有 ・ □無
					電話番号	03-3100-1111	

資産の種類	取得価額 前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)－(ロ)＋(ハ)) (ニ)
1 構築物				
2 機械及び装置				
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	5,870,000	1,050,000	2,000,000	6,820,000
7 合計	5,870,000	1,050,000	2,000,000	6,820,000

資産の種類	※評価額 (ト)	※決定価格 (ヘ)	※課税標準額 (ト)	数量
1 構築物				
2 機械及び装置				
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品				
7 合計				

※印欄は企業の電算処理による申告をする方のみ記入してください。

17	市(区)町村内における事業所等資産の所在地	① 印西市大森2364　□自己所有家屋 ☑借家 ②　□自己所有家屋 □借家 ③　□自己所有家屋 □借家
18	借用資産	☑有 ・ □無
	貸主の名称等	（株）成田リース 成田市花町1-1
19	□ 資産に増減なし	
20	□ 該当資産なし	
21	□ 転出・廃業・解散・その他（　　）（令和　年　月　日）	
22	備考(添付書類等)	令和８年１２月１日に移転及び名称変更 新住所：印西市大森8888 新名称：株式会社INZAI 電子申告のため、来年度から申告書等書類の送付不要

前年前に取得したもの（イ）
前年までに申告された資産（前年度の計欄の数字）について種類別に記入してください。
※印字されている価格については既存資産価格になります。

前年中に減少したもの（ロ）
種類別明細書に記入した前年中に減少した資産の取得価額を記入してください。

前年中に取得したもの（ハ）
種類別明細書に記入した前年中に増加した資産の取得価額を記入してください。

住所・名称等変更があった場合や電子申告 をご利用で来年度以降申告書の送付が不要な方はその旨を記載してください。

（２）種類別明細書（全資産用・プレ申告用）の書き方

次の資産を記入してください。

（イ）令和８年１月２日から令和９年１月１日までに取得した資産

（ロ）はじめて申告される方は、令和９年１月１日現在の全資産

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第１、第２及び第５から第８に掲げる耐用年数、国税局長の承認を受けた短縮耐用年数もしくは見積耐用年数のうち、事務所が実際に採用しているものを記入してください。

令和 ９ 年度

種 類 別 明 細 書(全資産用･プレ申告用)

帳票識別コード	
申告区分	☑当初申告 ・ □修正申告
処理方式	☑一般処理 ・ □電算処理
申告書等送付番号	91005678

所有者名	1 枚のうち
株式会社いんざい	1 枚 目

行番号	異動区分(注1)	資産の種類(注2)	物件番号	資産の名称等	数量	取得年月(注3) 年号	年	月	元日取得(注4)	(イ)取得価額(注5)	耐用年数	(ロ)減価残存率	(ハ)価額	※課税標準の特例 率	※課税標準の特例 コード	※課税標準額	増減事由(注6)	摘要
01	1	1		内装工事	1	5	8	5		1,000,000	5	0.					1	
02	1	6		製氷機	1	5	8	11		900,000	6	0.					1	
03	1	6		ミキサー	1	5	9	1	1	600,000	5	0.					1	
04												0.						
05												0.						
06												0.						
07												0.						
08												0.						
09												0.						
10												0.						
11												0.						
12												0.						
13												0.						
14												0.						
15												0.						
16												0.						
17												0.						
18												0.						
19												0.						
20												0.						
小計					3					2,500,000								

第二十六号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・横）（第十四条関係）

異動のあった資産の行に「異動区分」を必ず記入してください。
１･･･増加
２･･･減少
３･･･訂正
※すでに申告している資産について誤りがある場合には、異動区分に「３」訂正を記入し、一部減少または全部減少の場合には異動区分に「２」減少を記入してください。

資産の種類を記入してください。
１･･･構築物
２･･･機械及び装置
３･･･船舶
４･･･航空機
５･･･車両及び運搬具
６･･･工具、器具及び備品

年号については、昭和は「３」、平成は「４」、令和は「５」と記入してください。

元日（１月１日）に取得した場合は、「元日取得」の欄に「１」を記入してください。

資産を実際に購入した価格（据付費・輸送費等を含む）を記入してください。なお、改良費の支出についてはその資産（本体部）の取得価額と別にして改良に要した価格を記入してください。
圧縮記帳は地方税法では認められておりませんので、通常資産を購入するのに支出される金額を記入してください。

合計を記入してください。

摘要欄には、内訳等必要な事項を記入してください。

異動のあった資産の行に「増減事由」を必ず記入してください。
１ 新品取得
２ 中古品取得
３ 売却
４ 滅失
５ 移動
６ その他

※異動区分が
「１」増加の場合
→１、２、５、６
「２」減少の場合
→３、４、５、６
「３」訂正の場合
→６
を記入してください。

注意1 「異動区分」の欄は、1 増加、2減少 、3訂正 のいずれかの数字をご記載ください。
注意2 「資産の種類」の欄は、1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 のいずれかの数字をご記載ください。
注意3 「取得年月」の欄は、3 昭和 4 平成 5 令和 のいずれかの数字をご記載ください。
注意4 「元日取得」の欄は、元日(1月1日)に取得した場合には1をご記載ください。
注意5 「処理方式」が「一般処理」の場合、「異動区分」が2減少の資産について、「(イ)取得価額」は減少後の「取得価額」((例)全部減少の場合は「0」が入ります)をご記載ください。
注意6 「増減事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 売却、4滅失、5移動、6その他 のいずれかの数字をご記載ください。

（３）種類別明細書（増減資産用）の書き方

次の資産を記入してください。

（イ）令和８年１月２日から令和９年１月１日までに増加・減少した資産

（ロ）前年前に取得した資産で、新たに申告することとなった資産（移動・申告もれ等）

※簿外資産や耐用年数の経過した資産であっても、事業に使用することができる場合は減少資産には該当しません。

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第１、第２及び第５から第８に掲げる耐用年数、国税局長の承認を受けた短縮耐用年数もしくは見積耐用年数のうち、事務所が実際に採用しているものを記入してください。

令和 9 年度

種 類 別 明 細 書(増減資産用)

帳票識別コード	
申告区分	☑当初申告 ・ □修正申告
処理方式	☑一般処理
申告書等送付番号	
91009876	

所有者名	1 枚のうち
株式会社インザイ	1 枚 目

行番号	異動区分 (注1)	資産の種類 (注2)	物件番号	資産の名称等	数量	取得年月 (注3) 年号	年	月	元日取得 (注4)	取得価額 (注5)	耐用年数	申告年度	増減事由 (注6)	摘要 (注5)
01	3	1	0004	電気工事	1	5	7	5		880,000	15		6	消費税分加算忘れ
02	1	6		テレビ	1	5	8	5		200,000	5		1	
03	1	6		製氷機	1	5	9	1	1	900,000	6		1	
04	1	6		ショーケース	2	5	4	9		400,000	8		5	○○支店より移動
05	1	6		クーラー	1	5	4	10		250,000	6		6	申告もれ
06	2	6	0007	クーラー		3	63	6		0	6		4	R8.9廃棄（減少前 200,000円）
07	2	6	0010	自動販売機		4	12	4		300,000	5		4	２台のうち１台廃棄 （減少前 600,000円）
08	2	6	0014	ショーケース		4	9	11		0	8		5	○○支店へ移動 （減少前 250,000円）
09														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
				小 計										

第二十六号様式別表二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・赤色）（第十四条関係）

異動のあった資産の行に「異動区分」を必ず記入してください。
１･･･増加
２･･･減少
３･･･訂正
※すでに申告している資産について誤りがある場合には、異動区分に「３」訂正を記入し、一部減少または全部減少の場合には異動区分に「２」減少を記入してください。

資産の種類を記入してください。
１･･･構築物
２･･･機械及び装置
３･･･船舶
４･･･航空機
５･･･車両及び運搬具
６･･･工具、器具及び備品

異動区分が「２」または「３」の場合は、物件番号を記入してください。（同封の償却資産種類別明細書を参考にしてください。）

年号については、昭和は「３」、平成は「４」、令和は「５」と記入してください。

元日（１月１日）に取得した場合は、「元日取得」の欄に「１」を記入してください。

資産を実際に購入した金額（据付費・輸送費等を含む）を記入してください。なお、改良費の支出についてはその資産（本体部）の取得価額と別にして改良に要した金額を記入してください。
圧縮記帳は地方税法では認められておりませんので、通常資産を購入するのに支出される金額を記入してください。

訂正や一部減少または全部減少の場合、同封の明細書を参考にして、必ず物件番号を記入してください。取得価額には、減少後の金額を記入してください。

摘要欄には、内訳等必要な事項を記入してください。

減少の場合は、減少前の「取得価額」を必ず記入してください。

異動のあった資産の行に「増減事由」を必ず記入してください。
１　新品取得
２　中古品取得
３　売却
４　滅失
５　移動
６　その他

※異動区分が
「１」増加の場合
→１、２、５、６
「２」減少の場合
→３、４、５、６
「３」訂正の場合
→６
を記入してください。

注意1　「異動区分」の欄は、1 増加、2減少 、3訂正 のいずれかの数字をご記載ください。
注意2　「資産の種類」の欄は、1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 のいずれかの数字をご記載ください。
注意3　「取得年月」の年号欄は、3 昭和 4 平成 5 令和 のいずれかの数字をご記載ください。
注意4　「元日取得」の欄は、元日(1月1日)に取得した場合には1をご記載ください。
注意5　「異動区分」が2減少の場合、「取得価額」の欄に減少後の「取得価額」((例)全部減少の場合は「0」が入ります)を、「摘要」の欄に減少前の「取得価額」をご記載ください。
注意6　「増減事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 売却、4滅失、5移動、6その他 のいずれかの数字をご記載ください。